

補助金調書

補助金名	福岡市児童福祉施設等産休代替職員制度			担当課 (連絡先)	保健福祉局高齢社会部事業者指導課 (TEL711-4319)	
交付先	団体	民間社会福祉施設		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	「法令等により補助対象がされているもの」及び「当該補助事業を行っている又は補助目的を達成しうる団体が限定されるもの」に該当するため。					
補助開始年度	昭和52	年度	経過年数	45	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	出産又は傷病のため、長期間にわたって職員が休暇を必要とする場合において、その職員の代替職員を任用する養護老人ホーム及び軽費老人ホームに対し、市がその所要経費を予算の範囲内において負担することにより、職員の母体の保護や療養の保障を図り、入所している高齢者の処遇を確保することを目的とする。					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する理由	市が施設への補助を行うことで、職員の母体の保護及び療養の保障を図りつつ、施設における高齢者の処遇を確保することに寄与しているため。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ○産休：産前8週目～産後8週 ○病休：31日以上の傷病の時に31～90日目までの期間で必要な期間(上限60日) <補助単価>日額6,736円				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	0 件	0 件	0 件	0 件	
	545 千円	0 千円	0 千円	0 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	出産又は傷病のため、長期間にわたって職員に休暇が必要な状態となり、代替職員を任用した施設に対し、その代替職員の雇用経費について補助金を交付するもの。令和2年度では1件申請されたが、要件を満たさず、不交付となった。					
補助金交付 による効果	出産又は傷病により長期休暇に入る職員に安心して出産又は病気療養を行っていただくとともに、当該職員が長期休暇に入った以降も、良質な入所者処遇を確保する。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。